

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年3月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

ねんきん特別便により、申立期間①及び②の国民年金保険料の記録に漏れがあることに気付き、私の夫が代理としてA年金事務所に相談をしたところ、当該期間の保険料は還付決定していると回答された。

しかし、私は、国民年金保険料の還付を受けた記憶が無く、一方的に返還されたとする回答について、全く理解できない。

申立期間①及び②についての国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和47年8月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失している上、申立期間①の同年8月から48年3月までの国民年金保険料である4,400円が還付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①に、厚生年金保険など他の公的年金に加入していない上、他の公的年金に加入している者との婚姻も確認できないことから、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、申立期間①は、制度上、国民年金の強制加入となるべき期間であり、申立人が申立期間①の国民年金保険料の還付を受ける理由は見当たらない。

2 一方、申立期間②については、国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金被保険者名簿（以下「国民年金被保険者台帳等」という。）から、

申立期間②の国民年金保険料が昭和 52 年 6 月 4 日に還付されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳等には、還付決定日、還付期間及び還付金額が記載されており、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、国民年金の任意加入者は、国民年金の加入手続を行った月から国民年金被保険者資格を取得し、資格を取得した月から国民年金保険料を納付することができるが、申立人が国民年金に任意加入したのは、国民年金被保険者台帳等から、昭和 51 年 4 月 9 日であることが確認でき、申立人が保険料を納付することができるのは同年 4 月からの保険料であり、申立期間②については、申立人が保険料を納付することができない期間の保険料であるにもかかわらず、行政機関が誤って申立期間②の保険料を徴収していたため、保険料の還付手続が行われたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から47年3月まで
② 昭和58年11月から59年3月まで

申立期間①については、私が20歳になったころに、父親が私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。両親は、保険料を納付しているのに、私の分だけが未納となっていることに納得がいかない。

申立期間②については、勤めていた会社が倒産したため、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納となっていることに納得がいかない。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、勤務していた会社の倒産後に厚生年金保険から国民年金への変更手続きを行ったと主張しているとおおり、国民年金手帳記号番号払出簿の処理経過欄から、申立人が昭和59年2月29日に国民年金被保険者資格を再取得したことを示す「59.2.29 再取得」の記載が確認でき、申立人が厚生年金保険から国民年金への変更手続きを適切に行っていたと考えられる。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているとおおり、オンライン記録から、申立人の妻の記録は、当該期間の前後を含めて保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険

料のみを未納のままにしていたとは考え難い。

- 2 申立期間①については、申立人は、20歳になったころ、申立人の父親が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年6月29日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は申立期間①の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、申立期間①の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和35年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月20日から同年10月1日まで

昭和33年3月21日から平成12年7月1日まで勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。勤務先の社名は、35年8月にC株式会社D支店からA株式会社に変更になっているが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。

厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給料明細書(昭和35年7月から同年10月まで)及び雇用保険の加入記録(昭和33年3月21日取得から平成12年6月30日離職まで)から、申立人が、申立期間において継続して申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、適用事業所名簿によると、C株式会社D支店は昭和35年8月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、商業登記簿謄本によれば、A株式会社が、C株式会社D支店の所在地に本店住所を移転したのが同日であったことが確認できることを踏まえると、申立事業所は、同日まではC株式会社D支店であり、同日以降はA株式会社であったと考えるのが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月及び同年10月の給料明細書の控除額から、1万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、同年8月20日から同年10月1日までの期間については適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本によると、同社は当該期間において法人事業所であったことが確認できる上、同社において厚生年金保険被保険者であった者からの供述からも、同社が常時5人以上の従業員を使用する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める同保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年8月及び同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から52年8月まで

昭和51年6月21日に会社を退職した後、歯の治療をするために国民健康保険に加入したが、その時に国民年金にも加入したと思う。

昭和52年9月ころから薬局に勤務し、医療保険は国民健康保険からA国民健康保険に変わり、この時に国民年金被保険者資格の喪失手続をしたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月に、歯を治療するために国民健康保険に加入し、その時に国民年金にも加入したと主張しているが、オンライン記録には申立人が国民年金に加入した記録が無い上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和52年9月ころに、医療保険を国民健康保険からA国民健康保険に変更した時に、国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金被保険者資格は、医療保険の変更にかかわらず強制加入となることから、国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から平成元年 5 月までの期間、同年 12 月から 2 年 4 月までの期間及び同年 12 月から 3 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から平成元年 5 月まで
② 平成元年 12 月から 2 年 4 月まで
③ 平成 2 年 12 月から 3 年 5 月まで

昭和 60 年 3 月に勤めていた会社を退職したので、同年 5 月ころ、A 市役所で国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、A 市役所から送付される納付書により金融機関等で納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月ころ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所から送付された納付書により金融機関等で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 1 月ころに払い出されていることが推認でき、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は計 62 か月と長期間であり、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 31 日から 51 年 3 月 1 日まで

昭和 51 年 2 月末日まで株式会社Aに勤務しており、同年同月に、次に勤務した会社の入社試験を受けるために休みを取ってB市まで行ったことを覚えている。

給与から保険料等は控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は株式会社Aに昭和 51 年 2 月末日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、申立人は、入社後半年ほどで株式会社Aの加盟店であるC県の会社に出向後、退職するまで当該加盟店に勤務し、退職願も当該加盟店に提出したと述べていることから、申立人の当該事業所での申立期間に係る勤務実態について、特定することができない。

また、当該事業所は、昭和 48 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、適用事業所となった記録も見当たらない上、連絡の取れた同僚は、「会社が突然倒産したため給料も無く、失業保険をもらっていたので保険料の控除もあるはずがない。」と回答しており、当時の事業主に照会したものの回答が無く、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から2年4月21日まで
② 平成9年4月21日から11年1月21日まで

申立期間①について、株式会社Aには平成元年4月1日から勤務しており、入社の際に同年から厚生年金保険に加入するようになったとの説明があったことを記憶している。厚生年金保険被保険者資格取得日が、2年4月21日であることに納得できない。

申立期間②について、株式会社B（現在は、C株式会社）D工場には平成9年4月21日から勤務しており、パートであったが、厚生年金保険には全員が加入していた。厚生年金保険被保険者資格取得日が、11年1月21日であることに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人提出の平成元年分給与所得の源泉徴収票から申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していたことはうかがえるものの、実際の勤務期間を特定できる証言及び人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人提出の平成元年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄には記載が無いことが確認できる。

さらに、申立人提出の平成2年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、12か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に満たない額となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所の経理担当者は「申立人と一緒に従業員数人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した。さかのぼって加入することもできたが、従業員から保険料の支払いがあるのでさかのぼるのは困ると言

われ、話し合いにより平成2年4月21日付けで届出をした。」と証言しているところ、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している5人のうち連絡の取れた同僚二人からは、厚生年金保険の加入記録の無い期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる証言等は得られなかった。

申立期間②について、雇用保険の加入記録（平成9年4月21日取得から11年6月29日離職まで）から、申立人が、申立期間において株式会社Bに勤務していたことが認められる。

しかしながら、C株式会社提出の申立人に係る給与台帳（平成9年5月から11年1月まで）からは、厚生年金保険料の控除は確認できないことに加え、回答のあった同僚二人（パート）からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる証言等は得られなかった。

また、申立人提出の平成10年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、1か月分の厚生年金保険料に満たない額となっていることが確認できる。

さらに、申立人に係るオンライン記録上の厚生年金保険加入記録（平成11年1月21日から同年6月30日まで）とE厚生年金基金の加入記録は一致しており、当該事業所は申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日を11年1月21日として届け出たものと推認できる。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から39年7月1日まで
社会保険事務所（当時）で加入記録を照会したところ、申立期間にA株式会社での加入記録が無いとの回答を得た。

当時、知人に紹介されて昭和37年からB作業従事者として働いており、同じ仕事をしていた同僚は同年から厚生年金保険の被保険者となっていたので、同じように厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶していた同僚二人の証言により、申立人がA株式会社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社の当時の事務担当者によると、「現場で作業をしていた人（B作業従事者）については、請負制で賃金を支払っていたため、基本的に厚生年金保険に加入させる取扱いにはしておらず、現場で作業をしていて厚生年金保険に加入している人については、社長等が話し合っ決めていたと思う。」と供述している。

また、申立人と同職種の同僚二人（申立人が記憶している同僚一人を含む）について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、入社時期から5年以上経過した後に厚生年金保険の資格を取得していることから、同社ではB作業従事者については、入社後、相当期間経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっており、A株式会社からは、当時の資料等が残っていないため勤務形態や保険料の控除等については不明である旨の回答を得ており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。